

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 事務局 第1節 組織 第1款～第3款 [略] 第2節 [略] 第4章～第6章 [略] 附則 (事務局) 第14条 教育委員会の事務局は、本庁及び教育事務所とする。 (室及び課の分掌事務) 第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 事務局 第1節 組織 第1款～第3款 [略] <u>第4款 本庁及び教育事務所以外の機関（第26条の2）</u> 第2節 [略] 第4章～第6章 [略] 附則 (事務局) 第14条 教育委員会の事務局は、本庁、 <u>教育事務所及び本庁及び教育事務所以外の機関</u> とする。 (室及び課の分掌事務) 第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。												
<table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>学校教育室</td><td>[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] (4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> — 義務教育担当の分掌事務 (1) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>並びに</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。 (2) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校<u>並び</u></td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] (4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> — 義務教育担当の分掌事務 (1) 市町村立の <u>幼稚園及び</u> 小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。） <u>並びに</u> 県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。 (2) 市町村立の <u>幼稚園及び</u> 小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 市町村立の <u>幼稚園及び</u> 小中学校 <u>並び</u>	<table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>学校教育室</td><td>[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] 義務教育担当の分掌事務 (1) 市町村立の小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>及び</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。 (2) 市町村立の小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 市町村立の小中学校<u>及び</u>県立中学校</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] 義務教育担当の分掌事務 (1) 市町村立の小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。） <u>及び</u> 県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。 (2) 市町村立の小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 市町村立の小中学校 <u>及び</u> 県立中学校
室及び課	分掌事務												
[略]													
学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] (4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> — 義務教育担当の分掌事務 (1) 市町村立の <u>幼稚園及び</u> 小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。） <u>並びに</u> 県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。 (2) 市町村立の <u>幼稚園及び</u> 小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 市町村立の <u>幼稚園及び</u> 小中学校 <u>並び</u>												
室及び課	分掌事務												
[略]													
学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] 義務教育担当の分掌事務 (1) 市町村立の小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。） <u>及び</u> 県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。 (2) 市町村立の小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 市町村立の小中学校 <u>及び</u> 県立中学校												

に県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）

。
(5)・(6) [略]

(7) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）

。
(8) [略]

(9) [略]

高校教育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

高校改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 市町村立の小中学校及び県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(5)・(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

幼児教育担当の分掌事務

(1) 市町村立の幼稚園に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 市町村立の幼稚園の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 市町村立の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 市町村立の幼稚園の職員の研修に関すること（保健体育課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）

。
高校教育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

高校改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 県立高等学校の魅力化の推進に関すること。

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) グローバル人材の育成に関すること

。
(8) [略]

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">(課の設置)</div> <p>第26条 [略]</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">(課の設置)</div> <p>第26条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4款 本庁及び教育事務所以外の機関</p> <p>第26条の2 <u>いわて幼児教育センターを学校教育室に置き、その分掌事務を処理する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。